

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：西山和宏
  - (2) 代表者職氏名：西山 和宏
  - (3) 所在地：香川県善通寺市下吉田 672 番地
  
- 2 取り消した計画の認定番号（1件）

（平成30年7月2日認定）  
認 1810002221
  
- 3 処分内容  
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和元年9月6日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分理由  
平成28年5月1日から平成30年4月30日までの期間において、長時間労働及び割増賃金の不払いといった不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第8号）及び同項第7号に規定する認定の取消し事由に該当するため。